

## ごみの有料化制度について

### 1. 有料化制度の狙いと導入状況

排出者がごみ処理にかかる費用の一部を負担する有料化制度は、排出量に応じた費用負担の公平化が図られるとともに、排出者の分別精度の向上といった意識高揚につながる有効な手段と考えられます。

令和5年4月現在、全国の1,741自治体中、1,143自治体(65.7%)が有料化制度を導入しています(兵庫県では、41自治体中18自治体(43.9%))。

有料化の導入により、排出者は排出にかかる費用を抑制するため、より積極的にごみの減量に取り組み、ごみ排出量の削減効果が期待できます。

また、プラスチックなどの資源物を排出するための袋と価格設定を変える(資源物を排出するための袋を無料または安価にする)ことで、ごみの分別を促進する効果もあります。

ごみ排出量が減少することで、焼却などの中間処理量・最終処分量も削減することができるため、処理や処分にかかる費用、ごみの収集運搬・処理における温室効果ガス排出量の抑制、さらには脱炭素社会の実現につながることを期待されます。

有料化自治体数、有料化実施率については、「全国市区町村の有料化実施状況(2023年4月現在)」(山谷修作氏)のデータを参考に算出。

#### <導入のメリット>

- ・費用負担の公平性確保
- ・ごみ分別、減量等への意識の向上
- ・ごみ排出量の削減
- ・資源物のリサイクルの推進
- ・焼却施設、最終処分場の負荷軽減、延命化
- ・制度による収入を活用した廃棄物関連等施策の拡充      など

#### <導入のデメリット>

- ・各家庭の家計への金銭的な負担の増加
- ・不法投棄、不適正排出の増加
- ・行政の事務負担の増加(販売方法による)      など

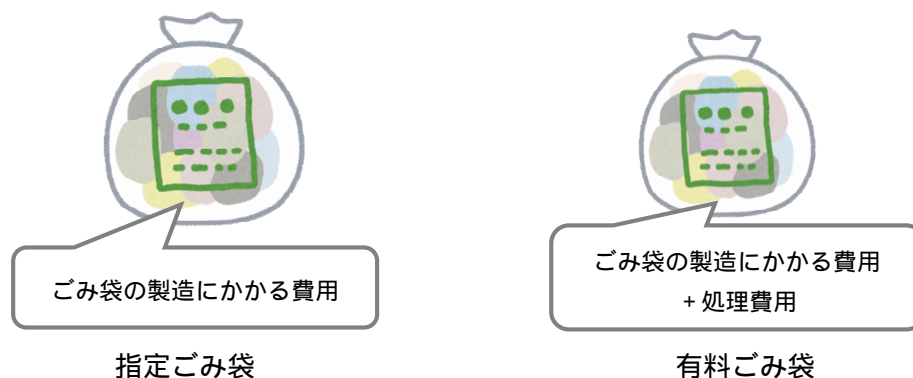
## 2. 指定ごみ袋制度との違い

有料化の導入において間違いやすい点として、有料化を導入していなくても、自治体が独自のごみ袋を作成・指定している場合があります。

このような指定ごみ袋は、自治体が袋の規格（大きさ・色・厚さ・材質等）を定めませんが、製造・販売価格については市場価格によって決定されるものです。

この価格は、指定ごみ袋の製造にかかる袋自体の価格であり、ごみの処理費用は含まれません。

一方、有料指定ごみ袋とは、自治体が袋の規格を定めただうえで、指定ごみ袋の価格に処理費用の一部を上乗せして販売する方法です。この場合、袋やシールの製造及び販売に自治体が関与（委託も含め）することになります。



## 3. 有料化の方法と近隣自治体の導入状況について

手数料を徴収する方法としては、指定ごみ袋の作成（例：箕面市）のほか、ごみ袋に添付するシールの販売（例：能勢町）等があります。

料金制度としては、ごみ袋1枚当たりの単価を一定の手数料を設定する方法（排出量単純比例型）が多く採用されていますが、世帯人数に応じて一定枚数を無料配布する方法（一定量無料型）や、排出量が増えるほど負担額（単価）の水準が引き上げられる方法（排出量多段階比例型）等もあります。

表1 兵庫県（阪神間及び近隣自治体）の指定袋制及び有料化の導入状況

自治体	指定袋	有料化	対象ごみ	備考
神戸市		×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃えるごみ</li> <li>・燃えないごみ</li> <li>・びん/缶/ペットボトル</li> <li>・容器包装プラスチック</li> </ul>	
尼崎市		×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃やすごみ</li> <li>・びん/缶/ペットボトル</li> <li>・衣類</li> <li>・金属製小型ごみのうち危険なもの</li> </ul>	
明石市	×	×		<ul style="list-style-type: none"> <li>・無色または、ブルー系の標準サイズ（45L）のポリ袋（燃やせるごみ、燃やせないごみ布類、資源、ごみ、空き缶/びんペットボトル）</li> </ul>
西宮市		×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃やすごみ</li> <li>・その他プラ</li> </ul>	
芦屋市		×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃やすごみ</li> <li>・その他燃やさないごみ</li> </ul>	
伊丹市	×	×		<ul style="list-style-type: none"> <li>・無色透明/白色半透明の45L以下の袋（燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック製、容器包装、古着類、空き缶、雑誌/雑多な紙）</li> </ul>
宝塚市	×	×		<ul style="list-style-type: none"> <li>・透明又は半透明の袋（燃やすごみ、缶、びん、古布ペットボトル、その他プラスチック類、小型不燃ごみ）</li> </ul>
三田市		×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃やすごみ</li> <li>・燃やさないごみ</li> <li>・ペットボトル</li> <li>・空きびん/スプレー缶</li> </ul>	
川辺郡猪名川町	×	×		<ul style="list-style-type: none"> <li>・無色透明/無色半透明の袋（燃えるごみ、プラスチック製容器包装、不燃ごみ、大型ごみ（40cm市報の立方体に収まるもの））</li> </ul>

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、各市町ホームページ

表2 大阪府（近隣自治体）の指定袋制及び有料化の導入状況

自治体	指定袋	有料化	対象ごみ	備考
豊中市		×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ</li> <li>・不燃ごみ</li> <li>・容器包装/プラスチック製</li> <li>・ペットボトル</li> <li>・空き缶/危険ごみ</li> <li>・紙/布(袋に入れる場合)</li> </ul>	
池田市			<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃えるごみ</li> <li>・燃えないごみ</li> </ul>	
箕面市			<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃えるごみ専用袋は、世帯人数に応じた一定枚数を無料配布、不足する場合は、有料で購入。</li> <li>・燃えないごみ(1枚目から有料)</li> </ul>	
豊能町	×	×		<ul style="list-style-type: none"> <li>・透明または乳白色の半透明袋 45L以下の袋</li> <li>(可燃ごみ、容器包装/プラスチック類、不燃ごみ、古布類、空きカン、植木剪定くず)</li> </ul>
能勢町	×		<p>【処理券制による一部有料収集】 透明または半透明の45L以下の袋</p> <p>&lt; 生ごみ(可燃) &gt; 一定量無料(超過分有料)。 ごみを出す場合、処理券を1袋に1枚貼る。世帯人数により年間無料枚数が異なる。 購入：5枚500円。</p> <p>&lt; 不燃ごみ &gt; 全量有料。出し方は可燃と同じ。 購入：5枚300円。</p>	

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、各市町ホームページ